

議案第97号

三朝町特別職の職員で常勤のもの等の給与の特例に関する条例の設定について次のおり三朝町特別職の職員で常勤のもの等の給与の特例に関する条例を設定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成14年12月12日

三朝町長 吉田秀光

平成14年12月17日原案可決

三朝町議会議長 藤井 享

三朝町条例第 号

三朝町特別職の職員で常勤のもの等の給与の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、三朝町特別職の職員で常勤のもの(以下「特別職の職員」という。)、三朝町教育委員会の教育長(以下「教育長」という。)及び三朝町営国民宿舎ブランチールみさき館長(以下「館長」という。)の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(特別職の職員の給与の額の特例)

第2条 平成15年1月1日から同年12月31日までの間(以下「特例期間」という。)における特別職の職員の給料月額、三朝町特別職の職員で常勤のもの等の給与及び旅費に関する条例(昭和45年三朝町条例第5号。以下「特別職給与条例」という。)第3条の規定にかかわらず、特別職給与条例別表第1の右欄に定める額から当該額に100分の3を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、期末手当又は退職手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同表の右欄に定める額とする。

2 特例期間における特別職の職員の期末手当の額は、特別職給与条例第4条の規定にかかわらず、同条に定める額から当該額に100分の3を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。

(教育長の給与の額の特例)

第3条 特例期間における教育長の給料月額は、三朝町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和44年三朝町条例第35条。以下「教育長給与条例」という。)第2条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により定められた額から当該額に100分の3を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、期末手当又は退職手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同項の規定により定められた額とする。

2 特例期間における教育長の期末手当の額は、教育長給与条例第2条第3項の規定にかかわらず、同項に定める額から当該額に100分の3を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。

(館長の給与の額の特例)

第4条 特例期間における館長の給料月額、三朝町営国民宿舎ブランナールみささ館長の給与及び旅費に関する条例(平成14年三朝町条例第22号。以下「館長給与条例」という。)第3条及び三朝町営国民宿舎ブランナールみささ館長の給料の特例に関する条例(平成14年三朝町条例第23号。以下「館長給与の特例条例」という。)第2条の規定にかかわらず、館長給与条例第3条の規定により定められた額から当該額に100分の8を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、期末手当又は退職手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同条の規定により定められた額とする。

2 特例期間における館長の期末手当の額は、館長給与条例第4条及び館長給与の特例条例第2条の規定にかかわらず、館長給与条例第4条に定める額から当該額に100分の8を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。

附 則

この条例は、平成15年1月1日から施行する。